

<p>令和4年度第1回 公契約審議会</p> <p>令和4年12月22日(木) 午前10時00分～</p> <p>政策会議室</p>	
出席委員	石原委員、市橋委員、河合委員、榊原委員、清水委員
事務局	朽名財務部長、本多契約検査課長、北村課長補佐、神藤課長補佐、加藤主査、鈴木主査
契約検査課長	開会宣言
財務部長	挨拶
契約検査課長	事務局より審議会設置について説明します。
課長補佐	説明「審議会設置について」
契約検査課長	質問はありませんか。
各委員	(質問なし)
契約検査課長	会長選任依頼
委員	石原委員を推薦
各委員	異議なし
契約検査課長	副会長選任依頼
委員	河邊委員を推薦
各委員	異議なし
会長	挨拶
会長	次第1「令和3年度審議会答申内容及び対応状況について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明(次第1)
各委員	(意見なし)
会長	次第2「特定公契約の状況について」及び次第3「入札状況等について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	資料の説明に入る前に、現在の入札を取り巻く状況について説明をさせていただきます。
課長補佐	説明(入札を取り巻く状況について)
課長補佐	説明(次第2)及び(次第3)
会長	質問はありませんか。
委員	2(3)労働環境確認書の状況の内、工事についてですが、下請けまでの確認はしていないのですか。
課長補佐	現在、豊橋市ではそこまでの確認はしていません。
委員	公契約条例自体は、下請けの労働者まで含めて適用されるということではないですか。
課長補佐	いいです。

委員 課長補佐	<p>今後、下請け労働者の確認はどのように考えているのでしょうか。</p> <p>契約締結時には、下請け労働者も労働報酬下限額が適用されることは周知していますし、下請け労働者まで確認を求めることで事業者への負担を強いることになるので、慎重に検討していきたいです。</p>
会長 課長補佐	<p>他市で一次下請けまで調べているような事例はあるのですか。</p> <p>他市では賃金台帳などの提出を求めているところもあります。現在、豊橋市では双方の負担を鑑みて、細かい書類までは求めていません。</p>
委員	<p>導入時においては、まず確認作業を始めてみるのが大切であったと思いますが、現在、どのくらい労働環境が整ったのかしっかり確認することは必要ではないかと思います。</p>
会長	<p>確認に当たっては、経営者側の協力も不可欠です。特定公契約における工事案件の内、金額の大きいものであれば間接費も多少計上されていますし、もう少し踏み込んで確認する方法はあるのかなと思います。次回で構いませんので、教えてください。</p>
委員	<p>周知状況についてです。工事施工業者講習会などは、今年度までコロナ禍という理由で中止をしてきたと思いますが、コロナ前の動きが戻ってきているので、以前のような周知活動もしっかりと行っていただきたいです。</p>
課長補佐	<p>工事施工業者講習会については、実際に人を集めて直接訴えかけることで周知が進むと思うので、感染状況を見ながらではあるものの、対面での開催ができればと思います。</p>
会長	<p>周知の徹底と一次下請けまでの浸透状況の確認はセットだと思えますが、条例の実効性を高められるような方法を検討いただければと思います。</p>
契約検査課長	<p>議論ができるような資料を次回までに示したいと思います。</p>
会長	<p>続いて、次第4「アンケート結果について」及び次第5「労働環境確認書の実施状況について」事務局より説明をお願いします</p>
課長補佐	<p>説明（次第4）及び（次第5）</p>
委員	<p>4（3）アンケート結果による課題の中に、「労働報酬下限額の改定を検討する必要がある」との文言があります。これは、労働報酬下限額の掛け率や最低賃金に対する加算額について、それぞれ現行の80%をマイナス改定したり、+15円の加算額を減額するといったことも含めて検討するという認識でいいのでしょうか。</p>
契約検査課長	<p>あくまで現状維持をベースとしつつ、経営状況などを考慮して上げる範囲や条件を検討するという事です。</p>
会長	<p>アンケート結果の中に、「委託の制限価格を工事と同等にすべき。」との意見がありますが、豊橋市公契約条例施行規則第3条は改正すること</p>

契約検査課長	<p>は可能ですか。</p> <p>同規則第3条は、あくまでも特定公契約の範囲を示したものであり、条文と当該意見とは別の制度のものです。公契約審議会では、労働報酬下限額について審議をしていただくのですが、公契約の前提条件として入札制度も労働条件に影響するものでもあるため、頂いたご意見を次の制度の検討につなげていくことはできます。</p>
委員	<p>事業者アンケート結果の内、元請けの条例の理解度について、「あまり理解できていない」「理解できていない」という回答がありました。アンケート実施時期にもよると思いますが、業務の完了後に、事業者からこのような回答がされたとすれば、よくないことだと思います。</p>
課長補佐	<p>アンケートの対象者は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間に契約した業者で業務が継続中の場合が多いと思うが、何らかの対応を検討したいと思います。</p>
会長	<p>若手技術者の不足が全国的に問題になっています。公契約審議会の本質的な部分ですが、そういった方々が下請け労働者になった場合の労働環境が保証されるということは、大切なことだと思います。その点では、下請け事業者の認知度がよくないということですので、理解を広げていくような施策が必要だと思います。また、人件費は人数×単価ですので、契約価格があまりにも低い場合、単価を維持しようとするれば、人数が減らされるということになります。これに対して、公契約の観点から何かしらできないかと感じました。</p>
委員	<p>このことに関しては、事業者も大変だと思いますが、雇用は抑制されるべきではないと思います。</p>
会長	<p>続いて次第6「労働報酬下限額等について」ですが、6項目ありますので二つに区切りたいと思います。</p> <p>まず、(1)地域別最低賃金の見直し、(2)本市の労働報酬下限額、(3)工事請負契約 について事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>説明(次第6)の内、(1)、(2)及び(3)</p>
会長	<p>各自治体の労働報酬下限額ですが、豊橋市の80%は悪くないと思っています。人口や産業集積だけでは判断できませんが、なぜ兵庫県の近隣自治体である三木市、加西市及び加東市はいずれも90%なのかということをお次回までに教えてください。</p>
課長補佐	<p>分かりました、確認します。</p>
委員	<p>設計労務単価はいつ発表されるのですか。</p>
契約検査課長	<p>2月くらいです。</p>
会長	<p>個人的には、業務委託の最低制限価格70%というのがやはり気になります。また、人件費は増えているにもかかわらず、物価上昇は更にそれ</p>

委員	<p>を上回っているという厳しい状況です。</p> <p>資材価格が上昇しているという話がありましたが、この時期に発注する公共工事については、予算要求時と比べて単価が上昇しており金額の乖離が生じております。市としては、工事が不調・不落になるのか気になるところではあると思いますが、実際には業者の工事費の積み上げとは合わないということになり、スライド条項なども説明いただきましたが、こういう状況の中で現行の80%を上げることに关しては、事業者によっては不安に感じていると思います。</p>
会長	<p>インフラ整備関係の予算としては、12月と3月の減額補正と増額補正を相殺した場合、やはり減額の方が上回ってしまうのですか。</p>
契約検査課長	<p>通常は減額される場合が多いですが、最近国が景気対策の補正予算を組んでいるため、結果として予定よりは増える形になります。</p>
委員	<p>工事の件数は増えるかもしれませんが、予算を組む上で基にした単価には上昇分が反映された最新のものとはなっていない点で懸念を持っています。</p>
契約検査課長	<p>予算とは乖離が出てしまいます。実際の積算には、最新の単価を使うようにしています。但しその場合、予定していた事業量が出来ないという状況は出てくると思います。</p>
会長	<p>公契約条例で単価を上げても数量が下がれば人件費は下がります。その場合でも、一人に過大負担させることがないようにする必要がありますが、この点は市としての考えはいかがでしょうか。それとも、業者としての事業ノウハウの範囲なのでしょう。</p>
契約検査課長	<p>工事については、例えば建物の場合、数量が決まっているので、単価が上がれば金額も上がります。一方で、例えば道路や草刈りの場合、施工予定の数量あっても、単価が上がれば数量を減らして予算内に収めることになります。つまり、金額は同じですが、数量が減っているため、最終的に労働者に渡る金額は下がるという状況は起こり得ます。材料が上がった場合、予算内に収めようとすれば人件費の比率は下がってしまいます。</p>
会長	<p>続いて、(4) 工事請負以外の契約、(5) 未熟練者・年金受給者、(6) 特定公契約対象範囲の拡大 について事務局から説明をお願いします。</p>
課長補佐	<p>説明(次第6)の内、(4)、(5)及び(6)</p>
会長	<p>例えば、分離分割発注により1億6千万円の工事を4千万円ずつ4者が実施する場合、特定公契約の趣旨が守られているがという点、さらに公契約条例施行規則上では指定管理協定は「公募による指定管理協定」に限定されていますが、例えばシルバー人材センターや文化振興財団など随契によるものも金額としては特定公契約の対象になるので、「公募に</p>

会長	よるといふ指定管理協定」といふ言い方は無くしてもいいのではないのかという点、以上2点を公契約条例の趣旨からご検討ください。
課長補佐	続いて、次第7「公契約に係る課題について」事務局より説明をお願いします。
会長	説明（次第7）
財務部長	発注や施工時期の平準化について、「債務負担行為等の活用」とありますが、複数年にわたる工事で、単価が変わった場合には財政的にどういう対応ができるのですか。また、債務負担行為の補正はできるのですか、債務負担行為は平準化を目的として基本的には単年度契約で設定し、複数年になるような案件については継続費を設定します。したがって、債務負担行為については、当初予算の単価により設定をしますが、継続費については単価の変更が可能であり、補正予算を組むなどの対応ができます。
委員	豊橋市は、公契約に関する施策に積極的に取り組んでいる印象がありますが、監督する技術者の不足や特殊工事で下請けに入る業者の取り合いがあるので、債務負担行為や余裕期間制度など様々な制度を組み合わせさせていただけると有り難いです。
財務部長	余裕期間制度を使った場合には工期が長くなるため、債務負担行為や継続費を組み合わせることになると思います。組むことなどもできます。
委員	業務委託についてです。最低賃金が上がる中、委託料はほとんどが労務費であるため、毎年同じ仕事量を行おうとすると、当然金額は増えます。最低賃金の上昇に応じた予算額の確保をお願いしたいです。
会長	予算を増やすことは難しいと思いますが、業務委託の最低制限価格70%を上げることについてはどうでしょうか。
財務部長	業務委託の最低制限価格70%については、他市の状況を見ながら設定していますが、市独自に検討していくことは可能です。場合によっては、公契約審議会の中で提案することも可能です。
契約検査課長	業務委託は、業務の範囲がとても広いです。草刈りや樹木管理は、積算基準に基づく積算をしていますが、ほとんどの業務は見積りをとって予算や予定価格を作成しています。今後、検討をしていきます。
会長	最後に、「その他」について事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明（その他）
会長	閉会宣言
契約検査課長	ありがとうございました。